（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第六条の六　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　財務諸表に対する影響額

四　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

（修正再表示に関する注記）

第六条の七　修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬（びゅう）の内容

二　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

第九条の二第二項中「困難」を「極めて困難」に改め、同条第三項中「及び次条第三項」を削る。

第十条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第十五条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「記載は、同条」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「記載すべき注記」の下に「（第五条から第六条の二までの規定による注記を除く。）」を加え、「第五条及び第六条の規定による記載」を「第六条及び第六条の二の規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第五条の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　第六条及び第六条の二の規定による注記は、第五条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第二十条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ　理事長の責任

第二十六条第一項第一号へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　監査を実施した会計監査人の責任

第二十六条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「監査の対象となった財務諸表等の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項第一号ロに掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　財務諸表等の作成責任は理事長にあること。

二　財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。

第二十六条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第一項第一号ホに定める」を「第一項第一号ヘに掲げる」に改め、「正当な理由による」を削り、「説明又は強調する」を「強調し、又は説明する」に、「記載」を「区分して記載」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第一号ニに記載する事項」を「第一項第一号ホに掲げる意見」に改め、同項第二号中「重要な監査手続が実施できなかった事実」を「実施できなかった重要な監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第一号ハに定める」を「第一項第一号ニに掲げる」に改め、同項第二号中「重要な監査手続が実施できなかった事実」を「実施できなかった重要な監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第一号ハに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

五　監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六　監査手続の選択及び適用は監査を実施した会計監査人の判断によること。

七　財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

第三十二条第一項第二号を次のように改める。

二　理事長の責任

第三十二条第一項中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　内部統制監査を実施した会計監査人の責任

第三十二条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項第二号に掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は理事長にあること。

二　財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。

第三十二条第六項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号の」に改め、「合理的な」を削り、「同号に定める」を「同号の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第四号に定める」を「第一項第五号に掲げる」に、「説明又は強調」を「強調すること又はその他説明」に、「記載」を「区分して記載」に改め、同項第一号中「重要な欠陥がある旨」を「開示すべき重要な不備の内容」に、「において、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは、当該重要な欠陥」を「は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備」に改め、同項第二号中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同項第二号中「並びに除外」の下に「した不適切な」を、「影響」の下に「又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること。

二　内部統制監査に当たって、会計監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

三　財務報告に係る内部統制の監査の基準は、会計監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること。

四　内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。

五　内部統制監査は、理事長が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討していること。

六　内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、会計監査人の判断によること。

七　内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

様式第二号及び様式第七号中「前事業年度末残高」を「当期首残高」に、「当事業年度変動額」を「当期変動額」に、「当事業年度末残高」を「当期末残高」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。